

議案第68号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 について

議案書19P～ 25P

1. 条例改正の目的

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等（番号法等）が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。
- ② 行政運営の効率化及び申請、届出等の行政手続の簡素化により市民の負担軽減を図るため、庁内連携する特定個人情報の追加を行うもの。

2. 条例改正の内容

- ① 番号法等のマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し等に伴い、特定個人情報の提供に関する法別表第二が廃止され、新たに「特定個人番号利用事務」が定められることから、交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例においても、「法別表第二の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改正するもの。
- ② 医療費の助成等に関する事務において、行政運営の効率化や市民からの届出等の負担軽減を図るために庁内連携する特定個人情報22件の追加を行うもの。
※追加22件の詳細は、「4. 追加する特定個人情報の一覧」を参照。

3. 施行日

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行。
※法律は、公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- ② 令和6年4月1日から施行。

議案第68号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

議案書19P～ 25P

4. 追加する特定個人情報の一覧

機関	事務名	追加する特定個人情報	追加理由	提供機関 (所管課)
17.市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、加入期間、支給額等)	申請者等から添付書類等の提出を受けることなく事務処理を行うことにより、市民からの届出等の負担軽減を図るため	医療保険課
		交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、支給期間、支給額等)		障がい福祉課
		交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、支給期間、支給額等)		子育て支援課
		交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、支給期間、支給額等)		子育て支援課

議案第68号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

議案書19P～ 25P

4. 追加する特定個人情報の一覧

機関	事務名	追加する特定個人情報	追加理由	提供機関 (所管課)
27.市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの(例:該当の有無、給付状況等)	申請者等から添付書類等の提出を受けることなく事務処理を行うことにより、届出等の負担軽減を図るため	子育て支援課
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの(例:受給の有無)		生活福祉課
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、加入期間、支給額等)		医療保険課
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの(例:特別児童扶養手当の等級)		子育て支援課
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、加入期間等)		高齢介護課
		交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、受給期間、支給額等)		子育て支援課
		交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、受給期間、支給額等)		子育て支援課

議案第68号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

議案書19P～ 25P

4. 追加する特定個人情報の一覧

機関	事務名	追加する特定個人情報	追加理由	提供機関 (所管課)
28.市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの(例:該当の有無、給付状況等)	申請者等から添付書類等の提出を受けることなく事務処理を行うことにより、市民からの届出等の負担軽減を図るため	子育て支援課
		障害者関係情報であって規則で定めるもの(例:障害の有無、障害状況等)		障がい福祉課
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、加入期間、支給額等)		医療保険課
		戸籍関係情報であって規則で定めるもの(例:受給資格に係る事由(離婚・死亡等)の根拠となる記載事項等)		市民課
		交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、受給期間、支給額等)		障がい福祉課
		交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、受給期間、支給額等)		子育て支援課

議案第68号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
について

議案書19P～ 25P

4. 追加する特定個人情報の一覧

機関	事務名	追加する特定個人情報	追加理由	提供機関 (所管課)
29.市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当等関係情報であって規則で定めるもの(例:受給資格状況等)	申請者等から添付書類等の提出を受けることなく事務処理を行うことにより、市民からの届出等の負担軽減を図るため	子育て支援課
		養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの(例:該当の有無、給付状況等)		子育て支援課
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、加入期間、支給額等)		医療保険課
		交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、受給期間、支給額等)		障がい福祉課
		交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの(例:資格の有無、受給期間、支給額等)		子育て支援課

新			旧		
<p>できる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>			<p>できる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～16 (略)	(略)	(略)	1～16 略	(略)	(略)
17 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	17 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの			(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			(6) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例に			(7) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例に

新			旧		
		<p>よる医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>			
18～26 (略)	(略)	(略)	18～26 (略)	(略)	(略)
27 市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>	27 市長	交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則に定めるもの</p> <p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>

新			旧		
		<p>(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>			
28 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>	28 市長	交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

新			旧		
	成に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの	成に関する事務であつて規則で定めるもの	て規則で定めるもの	
		(3) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの		(3) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
		(4) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの		(4) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの	
		(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの		(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	
		(6) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの		(6) 外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの	
		(7) 養育医療給付関係情報であつて規則で定めるもの			
		(8) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの			
		(9) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの			
		(10) 戸籍関係情報であつて規則で定めるもの			
		(11) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの			

新			旧		
		(12) 交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			
29 市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	29 市長	交野市こどもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 児童手当等関係情報であって規則で定めるもの			(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの			
		(7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
		(8) 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			

新			旧		
		(9) 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費支給関係情報であって規則で定めるもの			
30 (略)	(略)	(略)	30 (略)	(略)	(略)

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

議案の 件名	議案第68号 交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	---	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるもの。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市も同様の改正が行われる予定である。</p>															
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が一部改正されることに伴い、法改正の内容を踏まえた本市条例の一部改正を行うもの。 併せて医療費の助成等に関する事務において、市民からの届出等の負担軽減を図るため庁内連携する特定個人情報について追加を行う改正を行う。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>															
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">国庫支出金</th> <th style="width: 15%;">府支出金</th> <th style="width: 15%;">市債</th> <th style="width: 15%;">その他</th> <th style="width: 15%;">一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源										
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和5年6月9日の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布及び令和5年7月21日の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（令和5年デジタル庁・総務省令第12号）の公布</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 40%;">まちづくりの目標</td> <td style="width: 10%;">目 標</td> <td style="width: 50%;"> </td> </tr> <tr> <td>政策分野または経営方針</td> <td>分野・方針</td> <td>効率的・効果的な行政運営</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td>施 策</td> <td>DXの推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>	まちづくりの目標	目 標		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	施策	施 策	DXの推進	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくりの目標	目 標															
政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営														
施策	施 策	DXの推進														
計画名称																
策定年度																
計画期間																
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日 但し、別表第2の改正は、令和6年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">担当部局</th> <th style="width: 30%;">担当課</th> <th style="width: 40%;">添付資料（有の場合は、その名称）</th> </tr> <tr> <td>企画財政部</td> <td>情報マーケティング課</td> <td>有（新旧対照表、他）</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	企画財政部	情報マーケティング課	有（新旧対照表、他）									
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）														
企画財政部	情報マーケティング課	有（新旧対照表、他）														